

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、社内研修を終えて、平成〇年〇月〇日から建設機械の電気系統の部品の設計業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日以降、1か月当たりの時間外労働が100時間近くになり、また、同じグループにベテラン社員がいないため、チェックポイントを教えてもらえず、神経をすり減らしていったとしている。被災者は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「広汎性発達障害の疑い」と診断され、同月〇日、D病院に受診し、「ADHD疑い」と診断された。その後、被災者は、同年〇月〇日、自宅自室で縊死した。死体検案書には、直接死因「縊死」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「うつ病で治療中であった」、死因の種類「自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の意見書、F医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、被災者は、平成〇年〇月中旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると判断している。当審査会も、被災者の症状とその経過等に照らし、同判断は妥当であり、被災者は平成〇年〇月中旬に本件疾病を発病したものと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。
 - ア 評価期間において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
 - イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事について検討する。
 - (ア) 請求人の主張によると、被災者が業務により心理的負荷をもたらされたとする出来事は、①研修終了後現場に配属され労働時間が大幅に増加するなど仕事に大きな変化が生じたこと、②新しい配属先で課題を与えられた

こと、③上司から設計変更を命じられたこと、の3点があるとされている。そこで、各出来事について検討すると、以下のとおりである。

(イ) 平成〇年〇月までの社内研修を終えた被災者は、〇月〇日に、会社Fグループに配属され（以下「現場配属」という。）、建設機械の電気系統部品の設計業務に従事しており、仕事内容に変化が生じたことは疑いが無い。

もともと、研修を終えて、当該専門領域に係る業務に配属されることは通常のことであると考えられ、被災者に特別な負担がかかるものであったとは評価し得ない。

請求人は、現場配属後、被災者が、自己啓発活動等のために会社施設内にとどまることを余儀なくされ、実際の退社時刻は遅いものであったとし、さらに自宅に業務関連資料を持ち帰るなど、持ち帰り残業もあった旨を主張する。

この点、被災者が、電検の勉強など自己啓発活動のために、勤務時間終了後会社施設内にとどまっていた可能性は否定できないものの、G及びHは、要旨、自己啓発活動は知識の向上やスキルアップのためのものであり、仕事とはいえないと述べており、事実、業務命令があったことを裏付ける客観的証拠もないことから、同学習時間について労働時間であるとは判断できない。また、自宅に業務関連資料を持ち帰っていたことについても、業務命令ないし業務上の必要性があったことをうかがうことのできる事情はなく、そもそも、本件疾病の発病が現場配属から間もない時期であったことを勘案すると、被災者が、自らの判断で学習等のために持ち帰ったものであると考えることが合理的である。

以上の事実から、被災者の現場配属について、認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみてその心理的負荷の程度を評価すると、決定書理由に説示のとおり、その強度は「弱」であると判断することが相当である。もともと、被災者は、真面目かつ有能であるものの、業務の内容は高度であり、業務遂行に必要な能力を必死になって身につけようとしていたことがうかがえること、また、会社に対する訴訟においては、被災者の死亡前の時間外労働時間について、月46時間ないし57時間であるとして和解していること等に鑑みると、当該自己啓発

のための学習は、少なくとも被災者には、業務を継続していくために必要であると感じられていたとの推認も成り立つところである。当審査会としては、こうした事情を十分に斟酌したものの、当該学習を業務であると捉えることは妥当とはいえず、その心理的負荷は「中」には至らないと判断する。

(ウ) 被災者は、現場配属により建設機械の電気系統の部品の設計業務に従事し、クレーム対応、Iシステムの改良、ミーティングへの出席などを行っている。当審査会としては、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて検討するも、決定書理由に説示のとおり、被災者の業務は補助的な業務であり、期限厳守など厳しく達成を求められるものではなかったことに鑑みれば、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(エ) 被災者は、平成〇年〇月頃にJから指示を受けて設計し、材料を調達したIシステムについて、Jから、もっと簡略化して製造の時間とコストを省くものにするようにとの指摘を受けたことが認められる（請求人は叱責したのがKとするが、実際にはJである。）。同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の程度は「Ⅱ」）に該当するものと判断し検討するも、決定書理由に説示のとおり、Jの指導について、J自身は複雑で大きくなっていった被災者の設計した回路図の修正を求めたにすぎないと述べており、これに反する事情をうかがうことのできる証拠もないことから、通常の業務指導を受けたとみるのが相当であり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(オ) 労働時間については、上記（イ）にみたとおり、仮に裁判所の判断を踏襲したとしても、恒常的な長時間労働があったとは認められない。

(カ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は「弱」の出来事が3つであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人から提出のあった資料を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。